



プラスチック資源の出し方

STEP 1 ご家庭でプラスチック資源を分別する

STEP 2 お住いの地域の回収スポットへ持ち込む(※)

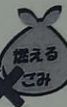
STEP 3 回収ボックスへプラスチック資源のみ入れる

ポイント ○持ち込み袋からプラスチック資源だけを出して、回収ボックスに入れてください。

○持ち込み袋はお持ち帰りください。

リサイクル工場で持ち込み袋を破く作業が多くなり、大変です！

指定袋は不要です！

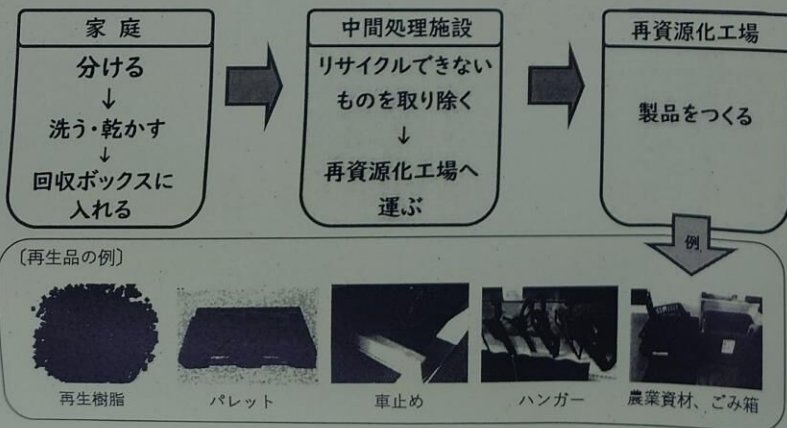


※お住いの地域の回収スポットは
(南川副公民館) です。



プラスチック資源のゆくえ

ご家庭で分別されたプラスチック資源は、新しい資材などに生まれ変わります。



回覧

きれいなプラスチック資源の

佐賀市民の皆様へ

分別回収にご協力ください

〇取り組みの背景

生活の中には、様々な用途でプラスチックを使用したものがたくさんありますが、海洋プラスチック問題や気候変動などにより、プラスチック資源を循環する取り組みの重要性が高まっています。

令和4年4月に制定されました「プラスチック資源循環促進法」では、事業者・自治体・消費者がそれぞれの立場でプラスチックの排出抑制と資源循環に取り組むよう求められています。

佐賀市では、ご家庭で使用されたプラスチック製品は可燃ごみとしてステーション回収しておりますが、令和7年8月から「資源化できるプラスチック」の分別回収と再資源化を開始します。

～「捨てる暮らし」から「活かす暮らし」への転換～

プラスチックを「資源」としてリサイクルするためには、「分別」が重要なポイント

プラスチックは分別して回収スポットへ！

資源回収の時期

〇回収時期 ・令和7年8月1日（金）から令和8年3月31日（火）

〇回収場所 ・各校区公民館、エコプラザ

(回収スポット) ※改修等で公民館が利用できない地区はその他の施設

資源として回収するもの

〇プラスチックのみでできているもののうち、

●大きすぎないもの（30cm以内）

このチラシの縦の長さがおよそ30cmです。

●汚れやにおいが残っていないもの

汚れやにおいがあると、他のきれいなプラスチックにも移ってしまい、リサイクルできなくなります。



ご家庭で使っていた
ものだけです

※詳しくは中面に書いています。

【問い合わせ】佐賀市循環型社会推進課 TEL: 30-2430 担当: 福田、四元

◎「プラスチック資源」として
どんなものが持ち込みできますか？



プラスチックだけでできているものです。

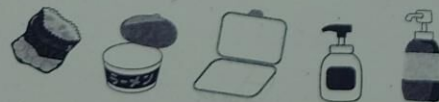
例えば・・・

卵のパックや豆腐のパック、プリンのカップや果物のパックや緩衝材、
ペットボトルのキャップやラベル、ガムボトルなどがあります。



食品や洗剤の残りなどがついているものは・・・

水洗いして、乾燥させてから、回収スポットへ持ち込みましょう。
お弁当や麺類のカップ、シャンプーやハンドソープの容器、お菓子の外袋など。
食品くずやシャンプーの残りなど、中身が入っているものは回収できません！



ペットボトルは・・・



資源物「ペットボトル」の日に
指定袋に入れて ごみステーションへ出してください。

ペットボトルはペットボトルへ生まれ変わります！



「プラスチック」が使われているけど、
持ち込みできないものがあるんじゃよ。



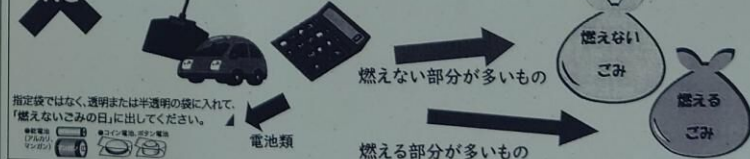
刃物類、発火の危険性があるもの



在宅医療などで使用したもの



プラスチック以外のものが含まれているもの



汚れがとれないもの、30cmを超える大きさのもの

食べ物がついたままの弁当がら、ケチャップやマヨネーズ容器、長いホース、大きいプラケース等
これまでどおり「燃えるごみ」または「粗大ごみ」へ。

